

KASHIHARA

Business Press

March
2019 **3**



京都伏見稲荷大社にて

1. 工業部会・異業種交流事業委員会主催
ものづくり企業育成事業
経営トップセミナー&交流会

同封
サービスの
チラシ等も
ございます

今月のチラシ
This Month's Leaflet

平成31年度 税制改正の ポイント掲載

詳細記事は本誌2・3頁をご覧ください

平成31年度 税制改正のポイント

中小企業向け設備投資減税の延長・拡充、
個人事業者の事業承継税制の創設が実現！

榎原商工会議所
日本商工会議所

中小企業向け設備投資減税の延長・拡充 等

中小企業の生産性向上、
働き方改革、防災・減災を支援！

1. 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却 or 税額控除10% ⇒ 延長(2年間)・強化		生産性向上設備(A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備(B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資	強化 働き方改革に資する設備(休憩室、 食堂等の整備)の適用明確化
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却 or 税額控除7% ⇒ 延長(2年間)		【商業・サービス業等活性化税制】 30%特別償却 or 税額控除7% ⇒ 延長(2年間) ※「売上高 or 営業利益が1年間で2%以上向上」が新たに要件化	

2. 「中小企業防災・減災投資促進税制」の創設(2年間)

- 中小企業の災害への事前対策を促すため、**防災・減災に資する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)に係る20%特別償却措置を創設**

(対象設備)

- 機械装置(100万円以上): 自家発電機、排水ポンプ 等
- 器具備品(30万円以上): 制震・免震ラック、衛星電話 等
- 建物附属設備(60万円以上): 止水板、防火シャッター、排煙設備 等

(中小企業防災・減災投資促進税制のイメージ)



(中小企業経営強化税制の強化イメージ)



休憩室や食堂等の整備に係る
建物附属設備等が対象に

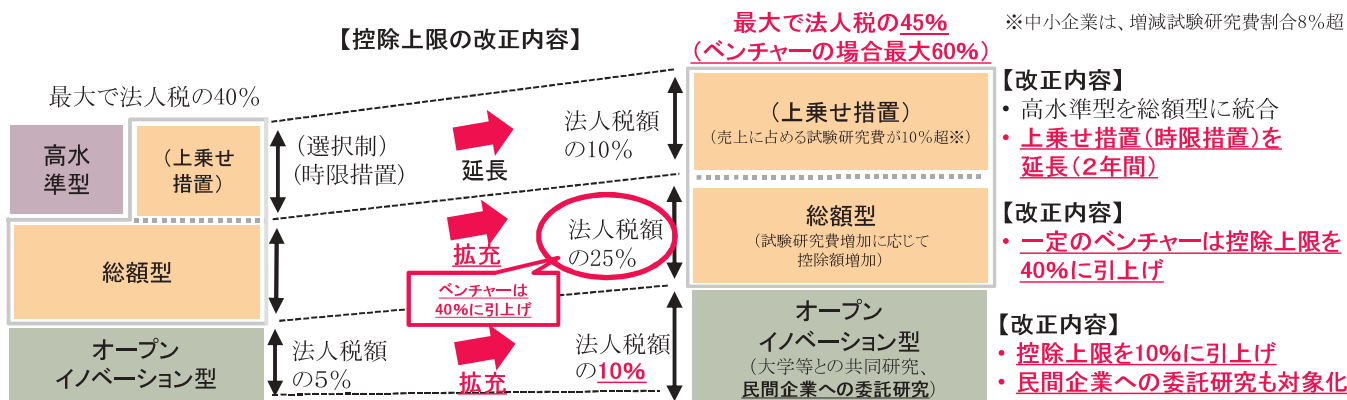
3. 中小企業者等の法人税率の軽減の延長(2年間)

- 所得800万円まで法人税率を19%から15%に軽減

4. 「研究開発税制」の延長(2年間)および拡充・重点化

- ベンチャー企業に対する法人税額控除上限の引上げ(最大60%)、控除率引上げ(オープンイノベーション型)
- 試験研究費の増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直し(総額型)

【控除上限の改正内容】



5. 「地域未来投資促進税制」の延長(2年間)・拡充

- 「地域経済牽引事業計画」(※)の都道府県の承認・国の確認により、機械装置、建物等の特別償却 or 税額控除

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

拡充
(上乗せ要件の追加:
付加価値額増加率が
8%以上)

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※自治体が策定する基本計画に基づき、地域特性を活用し、付加価値を創出、地域への経済波及効果がある事業として都道府県が承認。特定非常災害の被災地域は、課税特例要件が緩和(災害発生日から3年以内に承認を受けた事業が対象)

土地以外の事業用資産も税制の対象に！

個人事業者の事業承継税制の創設

概要	個人事業者(青色申告事業者)の贈与・相続に係る 100%納税猶予制度(10年間の時限措置)	創設 (10年間)
対象資産	事業用宅地(400㎡)、建物(800㎡)、機械装置、器具備品、車両船舶、構築物等	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法に基づく認定、2019年から5年以内に承継計画の提出 ・納税猶予税額相当の担保提供、事業継続・資産保有に係る定期的な報告 ・後継者死亡時まで事業継続・資産保有等で納税免除 ・事業を廃止した場合、猶予税額および利子税納付 ・経営悪化等で廃業する場合、廃業時点の資産額で贈与・相続税額を再計算し、承継時との差額を免除 ・小規模宅地特例と選択適用(併用不可) 	

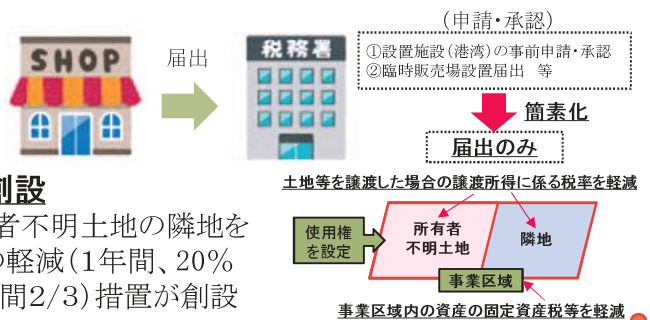
(※)事業用の小規模宅地の特例の見直し

- ① 「特定事業用宅地等」について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等については、特例の対象から除外
- ② ただし、①に該当する宅地等にあっても、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産が、当該宅地等の相続時の価格の15%以上の場合は、特例の適用対象とする

地域活性化に資する税制措置

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の簡素化

- 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等で、臨時免税店を出店する場合の手続きを簡素化



2. 所有者不明土地の利活用促進のための税制措置の創設

- 地域福利増進事業に供する土地等を譲渡した者(例:所有者不明土地の隣地を都道府県に譲渡し、公園を整備等)に対する譲渡所得税の軽減(1年間、20%→14%)、土地・償却資産に係る固定資産税等の軽減(5年間2/3)措置が創設

消費税率引上げに伴う対応

需要変動の平準化に向け、税制支援・経済対策が講じられます！

1. 住宅ローン減税の控除期間の延長

- 2020年12月までに住宅を購入した場合、所得税・住民税控除期間を10年から**13年に延長**(※)

※最後の3年間は各年建物購入価格の2/3(2%÷3年)が上限

2. 自動車の保有に係る税負担の軽減

- 2019年10月1日以降に取得した自動車について**排気量に応じて「自動車税(地方税)」を引下げ**
- 地方財源確保の観点から**エコカー減税等の対象の重点化・基準の見直し**等



3. 「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」の策定・公表(11/28)

- 消費税率引上げに伴う駆け込み需要・反動減を平準化するため、価格設定についての考え方や国の支援策についてとりまとめたもの

(要旨)

- ・「消費税還元セール」は引き続き禁止であるが、「10月1日以降〇%値下げ」等の宣伝・広告自体を規制するものではない
- ・ポイント還元等の支援により、中小小売店は、税率引上げ前後に柔軟に価格設定が可能に
- ・転嫁対策特別措置法に基づき、下請取引等に対する厳格な監視や周知を引き続き実施
- ・特例措置である税抜価格表示の継続(2021年3月末まで)・税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うことは便乗値上げに当たらない

消費税軽減税率制度の円滑な導入に対する支援

- **2019年10月1日から**、消費税率10%引上げにあわせて、食料品等の税率を8%に据え置く「軽減税率制度」が導入されます。
- **全ての事業者で(食料品等を販売していない事業者も)経理手続きの変更等が必要です！**

軽減税率制度対応のための3ステップ

- Step1 自社が販売・購入する商品が軽減税率の対象となるか確認
- Step2 軽減税率制度導入で変更となる事務を確認
- Step3 軽減税率制度導入に対する国の支援策を確認

★ **商工会議所では、軽減税率制度について、わかりやすく解説した小冊子を無料で配布しています**

★ **軽減税率対応レジ、受発注・請求書管理システムの導入等に関する国の補助金が利用しやすくなりました**

- ⇒ 補助対象の拡大(券売機、請求書作成システム等が追加)
- ⇒ 補助率の引上げ(原則3/4、3万円以下のレジ1台導入は4/5)

(軽減税率対策補助金事務局の連絡先)

☎ 0120-398-111 URL: <http://www.kzt-hoj.jp/>

Copyright 2018 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

(2018年12月14日現在の情報を基に作成しております)

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から

働き方改革関連法が順次施行されます。

01

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

02

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

03

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ

改正法の詳細は厚生労働省HP ~『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ハローワークからのお知らせです。

平成31年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は4月1日です。

※求人への受理が昨年度に3月1日から2月1日へ変更されています。

大学、短期大学と高等専門学校の前年度（平成32年3月）卒業・
修了予定者の就職・採用活動のスケジュールを踏まえ、ハローワークで
の卒業・修了予定者（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）
を対象とする求人の取扱いは、以下のとおりになります。



- 大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期
広報活動 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動 卒業・修了年度の6月1日以降

- ハローワークにおける求人の取扱い
求人の受理 2月1日以降
求人の公開 4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介 6月1日以降

求人公開の時期を早めることで、
学生の皆様は十分な業界研究を行うこと
が可能となるほか、企業の皆様も学生
への広報活動を有効に行うことが可能
となりますので、ぜひご活用ください。

なお、求人公開後であっても5月31
日以前に採用選考活動を行うことのな
いようご注意ください。

消費税の軽減税率対応のための レジ・システム補助金【第2版】

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限まで 残り1年を切りました!!



レジや受発注システムを導入・改修する方への
国の補助制度があります。

1 軽減税率対応レジの 導入・改修の支援

ポイント チェックしよう

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

【軽減税率対応レジの導入等支援】

対象者：軽減税率に対応して区分経理等を行う必要がある
中小の小売事業者等(※)

※旅館・ホテル・料亭等も広く対象になります。
(平成31年1月1日から適用)

補助率：原則3/4(※①、②)

※① 3万円未満のレジ購入の場合 4/5補助
※② 平成31年1月1日から適用

補助上限：1台あたり20万円(※③)、券売機40万円(※④)

※③ 商品マスタの設定等が必要な場合には
プラス20万円で上限40万円

※④ 平成31年2月から券売機を補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システム の改修等の支援

ポイント チェックしよう

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

【受発注システムの改修等支援】

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修や請求書管理システムの導入等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：3/4(※平成31年1月1日から適用)

補助上限：1,000万円(発注システム)、150万円(受注システム)
150万円(※請求書管理システム)

※平成31年2月から請求書管理システムを補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

※システム会社に改修を依頼する場合は、
2019年6月28日までに事前申請が必要

お問合せは
右記の番号(※)まで



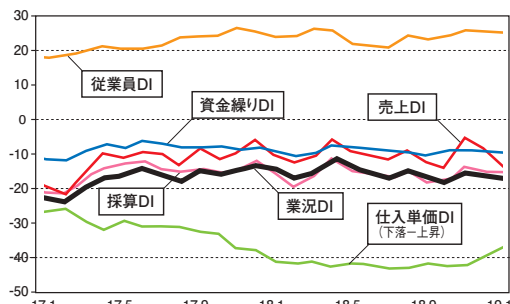
0120-398-111(通話料無料)

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

POINT

- 1月の全産業合計の業況DIは、▲16.0と、前月から▲0.3ポイントのほぼ横ばい。民間工事や設備投資、自動車関連を中心とした生産、インバウンドを含む観光需要は堅調に推移した。他方、根強い消費者の節約志向に加え、暖冬により冬物商材の動きが鈍く、売上が伸び悩んでいるとの声も聞かれ、小売業の業況感が悪化した。人手不足の影響拡大や原材料費の高止まりが足かせとなっており、中小企業の景況感は足元でほぼ横ばいの動きとなっている。
- 先行きについては、先行き見通しDIが▲17.3(今月比▲1.3ポイント)と悪化を見込むものの、「好転」から「不変」への変化が主因。個人消費の拡大やインバウンドを含めた観光需要拡大、生産・設備投資の堅調な推移への期待感がうかがえる。他方、人手不足の影響の深刻化や、原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁遅れ、貿易摩擦の激化、世界経済の動向、消費増税の影響など不透明感が増す中、中小企業の業況感は慎重な見方が見られる。

LOBO全産業合計の各DIの推移 (2017年1月以降)



※DI値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。したがって、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景気感の相対的な広がり意味着。

LOBO調査要領

- 調査期間 / 2019年1月16日～22日
- 調査対象 / 全国の407商工会議所が3371企業にヒアリング
- 内訳

建設業	543	製造業	777	卸売業	387
小売業	719	サービス業	945		
- 調査項目 / 今月の売上・採算・業況等についての状況 (DI値を集計) および自社が直面する問題等

業況DIは、ほぼ横ばいで推移。
先行きは不透明感増す中、
慎重な見方が続く

そのほか、詳しい情報については <https://cci-lobo.jcci.or.jp> からご覧ください。

「かしはらオトクーポン」参加事業所追加募集!

- 次回掲載：かしはら商工ニュース4月号・
檀原商工会議所ホームページ
- 使用期間：平成31年4月1日～平成32年3月末
- 参加費：1,000円
- 掲載内容：屋号・店名・住所・営業時間・定休日・
写真1点・サービス内容紹介
- 申込方法：檀原商工会議所ホームページ（かしはらオトクーポン）より参加申込書をダウンロードしていただき、
檀原商工会議所宛に **FAX 0744-28-4430** にてお申込みください。
- 募集締切：平成31年3月15日（金）まで
- お問合せ：檀原商工会議所 中小企業相談所
TEL 0744-28-4400 FAX 0744-28-4430



※イメージです

奈良労働局からのお知らせ

平成31年3月1日～3月31日は
「労働条件の
明示・確認月間」です!

「雇う人も働く人も 労働条件は
シカと明示、シカと確認。働く前のお約束。」

労働基準法第15条では、労働契約を結ぶ際、賃金などの労働条件を明示した書面（労働条件通知書）を事業主から労働者に交付することを義務付けています。

本月間についてのお問い合わせは、
奈良労働局労働基準部監督課まで。
☎0742-32-0204



わたしたちは予防医学を行い急性期医療から回復期リハビリテーション
在宅医療と介護福祉においてトータルなケアを行っています。

社会医療法人 平成記念会

平成記念病院

24時間年中無休で働いてくれる
営業マンは、必要ありませんか?

商売に結びつく
ホームページ活用法をご提案します。

月々1.5万円(税抜)で自社のホームページを
持つことが出来ます。(ドメイン・サーバ代込み)

デジタル印刷物の企画から制作

株式会社 アイプリコム ISO14001 認証取得

本社 / 〒634-0812 奈良県橿原市今井町3-2-5 TEL.0744-22-6155
事業所 / 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代360-1 TEL.0744-34-3030
URL : <http://www.aipricom.co.jp> E-mail : info@aipricom.co.jp

輸入中古車のことなら当店にお任せ下さい！



▲あらゆるタイプの輸入中古車をお取り扱い！

これまで、輸入車ならではの専門性を余すところなく発揮し、幅広い層のお客様に地域の頼られる存在として親切丁寧な対応をモットーとしてお客様の素敵なカーライフをさらに良いものとすべく、日々取り組んでおります。輸入・国産中古車のご用命は是非当店まで。スタッフ一同お待ち申し上げております。当店で一緒に働く仲間も募集中です。

カーチェンジA1 榎原店 [カーチェンジ エアワン カシハラテン]

〒634-0844 (株)エスエスディー
奈良県榎原市土橋町305-1

☎0744-20-1420
☎0744-20-1419

[営業時間] 10:00~19:00

[定休日] 水曜日

[Eメール] nishii@ssd-inc.jp [ホームページ] <http://www.a1-kashihara.jp>



『学ぶ楽しさ』を当塾で体験してください！



徳村俊雄塾



▲本教室



▲八木教室

大学受験の高校生から、中学生、小学生、一般の方まで、
・高校・大学受験のためのポイントを要領よく学びたい方。
・絶対に志望校を目指している方。

併設: アルク英語教室 (幼児~小学生)

- ・オリジナリティあふれる魅力あるレッスン
- ・年齢と発達段階に応じたカリキュラムで真の英語力を育む
- ・英語のプロが作る、信頼のおける教材

徳村俊雄塾 [トフムラトシオジュク]

本教室 〒634-0822 奈良県榎原市鳥屋町277-3
(県立榎原高校付近)

八木教室 榎原市八木町1-7-39
新生ビル1F(榎原市役所前)

(本教室) ☎0744-28-2825

[営業時間] 16:30~22:00(平日)

10:00~(土・日)

[定休日] 不定休 [ホームページ] <http://www.jukutokumura.com/>



「鶏唐なごみ」は、持ち帰り専門唐揚げ店です。



厳選国産鶏、吉野こだわり卵「のざわ卵」の厳選した素材とオリジナルブレンドしたスパイスと油を使い、1度食べたなら忘れられない他店とは違う風味に仕上がっています。昼はお弁当を中心に、夜はご家庭の夕食の一品、お酒のお供として、大変ご好評いただいております。これからもみなさま方に喜んでいただきたい気持ちを大切に美味しく、お気兼ねな価格の商品をご提供しております。

株式会社 和庵 [カブシキカイシャナゴミアン]

〒634-0834
奈良県榎原市雲梯町273-5

☎0744-37-0997

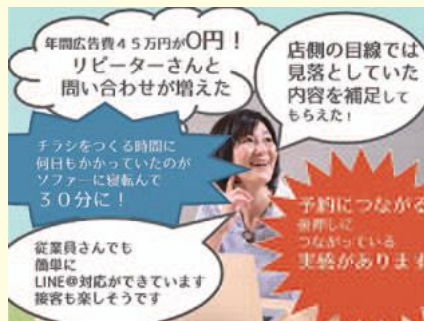
[営業時間] 10:30~20:00

[定休日] 日・祝(売り切れ次第閉店)

[ホームページ] <http://www.torikara-nagomi.com/>



SNS投稿のできたーをサポート



▲売上アップ
文章ナビゲーター

LINE@、インスタグラム、ブログ、フェイスブック。SNSでお店を発信して来客数を増やしたい!でもいったい何を書いたらいいのかわからない。時間がない。続かない。そんな三大お悩みを出張解決いたします。

短時間で自分で自社をアピールする文章が書けたら、来客数が増えるばかりか広告費も削減できる!補助金内サポート対応いたします。まずはお電話で!

明文堂 [メイブンドウ]

〒634-0846
奈良県榎原市小槻町634-45

☎080-5113-6242

[営業時間] 9:00~21:00

[Eメール] suzuki@bunshoujoutatsu.com

[ホームページ] <https://bunshoujoutatsu.com/>



掲載を希望される方は当会議所広報誌担当までご連絡ください。

TEL 0744-28-4400 E-mail:info@kashihara-cci.or.jp

新年懇親会開催

平成31年1月25日（金）、和歌山県かつらぎ町の八風の湯にて女性会新年懇親会が開催されました。

女性会会員20名が出席し、植田会長が、本年も女性会を盛り上げていくため、皆様のご協力をお願いしますとの挨拶をされ、乾杯の発声は尾田顧問より行われました。

懐石料理をいただきながら、終始和やかな雰囲気にて、盛大に新年懇親会が催されました。中島副会長の中締めの挨拶のあとは、施設内の温泉や足湯などでそれぞれくつろぎながら、また、帰りのバスの中でも、和気あいあいと会員同士の親睦をさらに深めることができました。



参加された女性会の皆さん



挨拶をする植田会長



乾杯の様子

榎原商工会議所 女性会会員随時募集中!!

女性会とは?

異業種からなる女性経営者などの団体です。1人で経営者として孤軍奮闘頑張っている方、夫の会社を共に支えている方、新たに事業を起こした方など、各々違った立場で経営に携わっている女性メンバーの集まりです。セミナー・講演会・懇親会・視察旅行などの事業を行っており、自己研鑽、相互交流に努めています。みなさんも新しいメンバーとして「女性会」参加をご検討ください。

お問合せ 榎原商工会議所 女性会事務局
TEL.0744-28-4400

榎原 YEG 通信

※YEGとは商工会議所青年部の略称です。

Young Entrepreneurs Group

平成30年度榎原商工会議所青年部臨時総会・新年懇親会を実施!

平成31年1月21日（月）榎原観光ホテルにて平成30年度臨時総会が行われました。初めに青年部会長の仲嶋正起氏より挨拶があり、その後、佐藤副会頭からご挨拶をいただきました。議案では次年度会長予定者の承認が行われました。

臨時総会終了後には新年懇親会が開かれ、来賓として総会に引き続き、佐藤副会頭、中澤専務理事、懇親会より榎原市長 森下豊様、市議会議員 たけだやすひこ様、岡田理事、青商



次年度会長予定者山内氏

委員会活動報告

平成31年2月8日（金）
近畿ブロック大会準備委員会（委員長：松本智亜樹）



全国大会宮崎大会PRの様子

次年度役員予定者は以下のとおりです。

会長	山内 尚 (写真スタジオマミフォート)
直前会長	仲嶋 正起 ((株)仲嶋電機)
副会長	田中 康博 ((株)田中設備)
副会長	西辻 将大 (ア・ガ・サ(株))
副会長	藤原 雅和 ((株)ヤマトー)
専務理事	井上 昌規 (I.M.company)
近畿ブロック出向理事	泉谷 齊 ((株)榎原オートサービス)
近畿ブロック出向理事	植田浩幸生 (植田商店)
近畿ブロック出向理事	松本智亜樹 (龍樹警備保障((株))
日本YEG出向理事	福本 雅宣 ((有)福本建設)
監事	加藤 宗範 ((株)加藤建装)
監事	中西 利伸 (中西化学工業(株))
県青連出向理事	宇佐美孝二 (太陽会計税理士法人)

会 田籠会長等多数の方々にご出席いただきました。また、懇親会の中では今年度全国大会を開催する宮崎YEGさんの大会PRも行われ大いに盛り上がりました。

榎原商工会議所青年部会員 随時募集中!!

榎原商工会議所青年部は、様々な活動を通じて、異業種の仲間達との人脈を広げ、お互いに教え学びあい、青年経済人としての資質を磨き、地域企業の繁栄と榎原の発展を目指す団体です。

会員条件

*榎原市周辺で事業を営んでいる経営者、又は従業員
*満20歳以上45歳未満の方

お問い合わせ 榎原商工会議所青年部 事務局 ☎0744-28-4400まで。

ある日屋号が使えなくなったら～商標権侵害のリスク～

弁理士 **おの あつし**
小野 敦史

北辰特許事務所

事務所 〒630-8131 奈良市大森町 277-1

ルモン奈良大森 227号

Tel : 0742-81-3188

E-mail : ono@hokushin-ip.jp



■プロフィール

大手電機メーカー、ベンチャー企業での15年の研究職を経て、大手特許事務所に転職。平成26年北辰特許事務所を設立。

1. ティラミスヒーロー事件

事業を営む上で屋号は非常に重要なものです。その屋号がある日突然使用できなくなったら皆さんはどうされますか。そのような事案が先日インターネットを中心として話題になりました。まずは事案の内容について少し説明します。

当事者は、株式会社ティラミスヒーロー（以下、ティラミスヒーロー社）、株式会社HERO'S（以下、HERO'S社）、株式会社gram（以下、gram社）の3社です。ティラミスヒーロー社は、シンガポールでティラミス等の販売を行っているHero Holdings Pte Ltd社の日本法人です。HERO'S社とgram社との社長は同一人物ですのでこれらの会社は実質的に一体と考えられます。

経緯は以下の通りです。ティラミスヒーロー社は2013年8月に日本で「ティラミスヒーロー」の屋号を用いてティラミスの販売を開始します。一方、HERO'S社は2019年1月にティラミスの販売を開始します。HERO'S社の営業開始に先立ち、gram社は2017年6月に「ティラミスヒーロー」について商標登録出願をし、2018年3月に商標権を取得していました。それにより、ティラミスヒーロー社の屋号の使用が、gram社の商標権を侵害しているおそれが生じたため、ティラミスヒーロー社は屋号を変更する事態に至りました。



2. 商標権侵害の影響

前述の事案では、ティラミスヒーロー社が自発的に屋号を変更したと思われませんが、一般的には、商標権者から警告書が送られたり、民事訴訟が提起されたりします。仮に、民事訴訟で敗訴すると、商標の使用ができなくなったり、損害賠償を支払わなければならないかたりします。商標の使用ができないうことは、今まで使用してきた屋号や商品名等を変更しなければなりません。例えば、実店舗で商品販売を行っている場合には、店舗の改装や包装紙等の変更が必要になります。また、それまでの努力によって屋号に蓄積されていた信用が一時的にあるにしても低下するおそれがあります。このような事態は、事業に非常に悪影響を及ぼします。

前述した事案では、様々な状況からgram社の悪意を持って商標登録出願をした可能性があったため、インターネットを中心に gram 社および HERO'S 社を非難し、ティラミスヒーロー社を擁護する声が高まりました。それにより、ティラミスヒーロー社にとって有利に働いた面はあります。しかし、やはり屋号の変更は、事業に対して少なからず悪影響があると考えられます。

3. 商標権侵害のリスクへの対処

上述の事案は他人事ではなく、全ての事業者に起こり得ます。では、このようなリスクに対してどのように対処すればよいのでしょうか。

まず、屋号や商品名等の商標を使用する際には、他人の商標権を侵害していないかを確認することをお勧めしま

す。さらに、自身が使用する商標について商標登録を受けておけば、他人から商標権侵害を問われることなく、安心して商標を使用することができます。

当然、これらのことを行うには、人的、金銭的等の負担が生じますので、他人の商標権を侵害した場合の事業への影響の大きさと、これらの負担の大きさとと比較によって、どこまで対処しておくかを決定する必要があります。

一方、自身が使用している屋号等の商標が他人の商標権を侵害している、または、その可能性がある場合にはどうすればよいでしょうか。

まずは、本当に侵害になるかどうかを判断する必要があります。一見すると侵害と思われる場合でも、専門家の見地からすれば非侵害となる場合も多々あります。また、問題となっている他人の商標権を消滅させることができる場合もあります。さらに、他人の商標権を侵害している場合であっても、一定の要件を満たせば自身の商標の使用を継続できる場合もあります。したがって、このような場合にはすぐに専門家に相談することをお勧めします。

4. まとめ

今回、最も身近な知的財産である商標を取り上げました。これを機に、一度皆さんの商標について考えてみてはいかがでしょうか。不明な点は、商工会議所、発明協会等の支援機関、日本弁理士会近畿支部（4月より日本弁理士会関西会に名称変更）および奈良地区会が開催する無料相談会等でご相談ください。

1/12・1/19・1/26
2/2・2/9
(全日程) Sat

かしはら創業塾 貴方の「やる気」を「本気」 に育てる!知識を学んで実 践に活かす創業セミナー

講 師:

- | | | |
|----------|-------------------|-----------------|
| 1/12・2/9 | 中小企業診断士 | 石井 規雄氏 |
| 1/12 | 行政書士 | 松塚 百合恵氏 |
| | 奈良県信用保証協会 | グループ長代理 吉田 真由美氏 |
| | (株)日本政策金融公庫奈良支店 | 融資第二課長 杉本 浩一氏 |
| 1/19 | 中小企業診断士 | 吉田 喜彦氏 |
| | 弁理士 | 小野 敦史氏 |
| 1/26 | 税理士 | 吉田 廣彰氏 |
| 2/2 | 特定社会保険労務士 | 長友 久和氏 |
| 2/9 | 橿原市産業振興課 | 商工労政係長 山本 晃氏 |
| | 大和信用金庫本店ビジネスサポート部 | 課長 藤原 佑介氏 |
| | 先輩創業者: | 美造 代表 渡邊 かおり氏 |

参加者数: 15名

5日間の講義では、創業に関する基本的な内容を含めるとともに、橿原市の特定創業支援事業に基づく、創業に必要な「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の4分野にわたり、創業前から創業後において実践に活かしていただける知識を学んでいただきました。

最終日には、参加者と講師の方を交えた交流会にて人脈づくりと情報交換をされ、「本気」で創業に向けた一歩を踏み出されました。



セミナーの様子



石井講師(後列左から2番目)と参加者の皆さん

平成30年度モニタリング事業 かしはら新作見本市 モニタリング試食会

今年度のモニタリング事業ではモニター(10名)が事業所(おかしの家)を訪問して試食を行う「訪問型モニタリング」(1月21日)と4つの事業所(御菓子処美松、プティ・アルシェ、個室でお鍋と鶏料理とりっく、おうちごはんときのは)が橿原商工会議所に集まって試食会を行う「集合型モニタリング」(1月30日)の2通りの試食会を行いました。

訪問型モニタリングではモニターとの距離も縮まり、商品だけでなく直接店舗を知ってもらうことができました。

集合型モニタリングではより多くのモニター(17名)から試食アンケートを収集することができ、参加事業者同士の意見交換もすることができました。また、一度に4つの新商品を試食することができモニターの満足度も高く、熱心にアンケートを記入していました。

今回のアンケートを基に、それぞれの事業所は試作品をブラッシュアップしていくこととなります。

今年度のモニタリング事業ではモニター(10名)が事業所(おかしの家)を訪問して試食を行う「訪問型モニタリング」(1月21日)と4つの事業所(御菓子処美松、プティ・アルシェ、個室でお鍋と鶏料理とりっく、おうちごはんときのは)が橿原商工会議所に集まって試食会を行う「集合型モニタリング」(1月30日)の2通りの試食会を行いました。



集合型モニタリングの様子

1/21 Mon 商業部会主催 新春伏見稻荷大社参詣会

橿原商工会議所商業部会(部会長 木原智司)は毎年恒例となった新春伏見稻荷大社参詣会を実施しました。今回の参詣会では参加者が18名、京都伏見稻荷大社の本殿にて商売繁盛・家内安全の祈願を行いました。午後より京都三条会商店街振興組合への視察を行い、田中理事長より商店街の歴史や販促に関わる取り組みなどを熱く語っていただきました。帰りのバスではビンゴゲームを実施、参加者の親睦が深められました。最後に木原部会長より閉会の挨拶、定刻どおり橿原市役所を經由し、橿原商工会議所前に到着、無事参詣会が終了いたしました。



京都三条会商店街振興組合事務所にて

1/22 Tue かしはら元気!!わくわく!!プレミアム商品券 わくわく抽選会 後期抽選

「かしはら元気!!わくわく!!プレミアム商品券」わくわく抽選会後期抽選を行いました。厳正な抽選の結果、応募いただいた方の中からコードレス掃除機やニンテンドース



抽選の様子

イッチなど豪華賞品の当選者を選定しました。なお、賞品の発送をもって当選者の発表と代えさせて頂いております。

セミナー報告

1/21 Mon
1/28 Mon
2/4 Mon
2/12 Tue

経営発達支援事業
平成30年度伴走型小規模事業者支援推進事業
小さな企業が勝ち方を見つけるための『事業計画策定セミナー』を開催しました！

講師：
中小企業診断士
茂井 康宏氏
参加者数：23名



賛同が得られる事業計画の作り方を伝授する茂井講師

毎回18:00～21:00で全4回シリーズの「小さな企業が勝ち方を見つけるための『事業計画策定』セミナー」を開催しました。

講師には、元スーパー経営指導員のプランコンサルティング（中小企業診断士）茂井 康宏氏を招聘しました。

参加者が4回のセミナーを通じて、実現可能性が高く、そして賛同が得られやすい、効果的な事業計画の策定手法・ノウハウを習得しました。

今後、参加者の皆様は、当セミナーで作成した事業計画書のブラッシュアップを繰り返されることになります。当所は、個別相談や専門家派遣等でしっかり支援していきます。

1/29 Tue

食品表示制度セミナー

講師：
樹くらし科学研究所 村中 亨氏
参加者数：23名



セミナーの様子

食品表示が2020年4月より新基準となり、事前に対応準備することが重要となることから、食品表示法の変更ポイントや表示作成の際の注意点等について演習を交えて講習を行いました。

商品表示は事業所のそれぞれの商品に必要な不可欠なものであり、自社でやるべき事や再確認する必要な事を改めて認識できる機会となり、参加者は熱心に講義を受講されておられました。

1/28 Mon

外国人技能実習生受入適正管理・外国人材受け入れ新制度セミナー

講師：
行政書士 林 栄二氏
参加者数：40名



外国人材の新制度等を説明する林講師

檀原商工会議所外国人技能実習生受入企業運営委員会（委員長 植田浩和）が、奈良県プラスチック成型協同組合・奈良県繊維工業協同組合連合会・大和経済振興事業協同組合・中央技術交流協同組合と合同による外国人技能実習生の適正管理や4月から始まる外国人材受け入れの新制度に関するセミナーを行い、元法務省入国管理局職員を講師に迎え、県内企業の関係者らが参加し、実務面などの要点を学んでいただきました。

2/15 Fri

檀原商工会議所専門家連携協議会セミナー
「さあ、民泊ビジネスで稼ごう！
（初心者編）」

講師：
行政書士 山田 祐己氏
中小企業診断士 下城 園代氏
参加者数：14名



民泊制度を説明する山田講師

インバウンド需要に伴い昨今注目される民泊ビジネスについて、セミナーを実施しました。第1部では民泊の現状と基礎知識を具体的な事例を交えてお話いただきました。

第2部では外国人旅行者の動向や民泊の運用についてなどをお話いただきました。参加者は民泊ビジネスに求められている事などを知る事ができ、充実したセミナーとなりました。



事務局インフォメーション



経営お悩み相談会

榎原商工会議所では、金融機関・専門家と連携しあなたのお悩みに対応する相談会を開催します。

- 相談日/3月18日(月)
- 相談会場/京都銀行 榎原支店
- 申込み/3月11日(月)までに、FAXにてお申し込みください。申込書は2月号同封チラシを利用されるか榎原商工会議所ホームページよりダウンロードしてください。

個人事業者の所得税・消費税の確定申告相談会

- 相談日/3月13日(水)まで
土曜日・日曜日の休日相談はございません。
 - 受付時間/9:00~16:00
 - 相談場所/榎原商工会議所
- 所得税の確定申告・納付期限は3月15日(金)ですが、電子送信等事務処理の関係上、相談日は原則上記の通りとさせていただきます。お早目のご相談をお願い致します。
※詳しくは、榎原商工会議所2月号同封チラシまたは、榎原商工会議所ホームページをご覧ください。

お問合せ 榎原商工会議所 TEL.0744-28-4400 FAX.0744-28-4430

榎原商工会議所労働保険事務組合からのお知らせ

労働保険の特別加入給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている方は、3月の事前申請をお勧めします！
◆給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末(3月)に行うことをいいます。
◆給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(2019年6月3日から7月10日まで)にも行うことができますが、2019年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、2019年度には給付基礎日額を変更することができません。
ご不明な点は下記へお問い合わせください。
榎原商工会議所 労働保険事務組合へ
事務委託の事業所の方 ☎0744-28-4400
その他の方は、都道府県労働局・労働基準監督署へお問い合わせください。

3月 会議所行事予定

1	金	税理士による決算・確定申告相談 個人事業者の所得税・消費税の確定申告相談会(～13日)
4	月	正副会頭会議 第141回 常議員会
5	火	税理士による決算・確定申告相談
7	木	日本商工会議所青年部 第38回全国大会 日本のひなた宮崎大会(～10日) 第12回 空き店舗対策事業委員会
8	金	税理士による決算・確定申告相談
11	月	専門家連携協議会セミナー 女性のカワイイ!欲しい!行きたい!を引き出す…SNS投稿・運用セミナー「導入編」
13	水	青年部 役員会 税理士による決算・確定申告相談(～15日)
15	金	確定申告・納付期限
18	月	経営お悩み相談会
20	水	異業種交流事業委員会 榎原商工会議所 ものづくり企業育成事業 経営トップセミナー&交流会 専門家連携協議会セミナー 女性のカワイイ!欲しい!行きたい!を引き出す…SNS投稿・運用セミナー「初級編」
25	月	第13回空き店舗対策事業委員会
26	火	奈良県商工会議所青年部連合会 役員会
27	水	金融審査会
28	木	第54回通常議員総会 優良従業員表彰・榎原市長感謝状授与式 第4回榎原ビジネスプランコンテスト賞金授与式 ビジネスマッチなら ベストブースコンテスト表彰式

ハローワーク求職者情報 3月号

お問合せは、ハローワーク大和高田へ
TEL.0745-52-5801 担当/職業紹介部門 野村

No	希望職種	希望収入	希望勤務時間	学歴	住所	職歴(最新▶旧)・免許・資格
1	不動産営業	30万円	不問	大卒	榎原市	不動産営業:約3年
2	販売・店舗管理	30万円	8:00~22:00	専門卒	榎原市	販売:約17年、店舗管理:約10年
3	バス運転手	25万円	8:00~17:00	専門卒	榎原市	送迎・学童指導:約19年 資格:大型2種、日商簿記2級
4	NC旋盤工	30万円	8:00~17:00	高卒	大和高田市	NC旋盤工:約12年
5	生産管理・品質保証	40万円	7:00~19:00	大卒	大和高田市	品質保証:約10年、生産管理:約18年 資格:防火管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者
6	歯科衛生士	時給1400円	9:00~17:00 1日6時間・週4日	短大卒	榎原市	歯科衛生士:約9年 資格:歯科衛生士
7	管理栄養士	20万円	不問	大卒	榎原市	管理栄養士:約3年 資格:管理栄養士、製菓衛生士
8	介護支援専門員	時給900円	9:00~17:00 1日7時間・週4日	大卒	大和高田市	介護支援専門員:約6年、介護職:約8年 資格:介護支援専門員、介護福祉士、ガイドヘルパー
9	介護職	15万円	不問	高卒	榎原市	介護職:約1年、歯科助手:約3年 資格:介護福祉士、ホームヘルパー1級
10	保育士	15万円	7:30~16:30	短大卒	大和高田市	保育士:約13年 資格:保育士

平成31年2月18日現在 ハローワークに登録されている人の一例です。